



各 位



2022年10月28日

会社名 株式会社ランドネット
代表者名 代表取締役社長 榮 章博
(コード:2991、東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営企画室長 仲内 好広
(TEL. 03-3986-3981)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月26日開催の取締役会において、2022年10月28日開催予定の第23回定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は4,576,000株であります。将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

(2) 第12条第2項(株主総会の招集)、第18条第1項、同第2項(電子提供措置等)

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害等の大規模災害の発生等に備え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条を変更するものです。なお、定款変更の効力は、第23回定時株主総会での決議に加え、産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、発生するものとします。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。また、第18条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものです。また、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するとともに、上記の新設・削除に伴い経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,576,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,871,600株</u>とする。</p>
<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 < 新設 ></p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> < 新設 ></p>	<p> < 削除 ></p> <p>(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p> < 新設 ></p>	<p>(附則) 1. <u>変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年10月28日（金）

定款変更の効力発生日：2022年10月28日（金）

以上